



浜松市

# 解体等工事における 大気汚染防止法(石綿)の基礎



©浜松市

浜松市環境部環境保全課  
大気・騒音対策グループ

1



浜松市

## 解体等工事における大気汚染防止法(石綿)の基礎

### 目次

1. 石綿(アスベスト)とは
2. 石綿(アスベスト)の種類
3. 大気汚染防止法(石綿)の基礎
4. 調査者資格の新設
5. 大気汚染防止法(石綿)のまとめ

2

## 解体等工事における大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 目次

1. 石綿(アスベスト)とは
2. 石綿(アスベスト)の種類
3. 大気汚染防止法(石綿)の基礎
4. 調査者資格の新設
5. 大気汚染防止法(石綿)のまとめ

3

## 石綿(アスベスト)とは



### 定義

日本における石綿(アスベスト)とは、厚生労働省が、『繊維状を呈している**アクチノライト**、**アモサイト(茶石綿)**、**アンソフィライト**、**クリンタイル(白石綿)**、**クロシドライト(青石綿)**、及び**トレモライト**』と定義している。

### 呼称

『**石綿**』は、『**アスベスト**』や『**特定粉じん**』と呼ばれている。

### 規制対象

規制の対象となるのは、石綿をその**重量の0.1%を超えて含有**する製剤、その他のものとなる。繊維状とは、**アスペクト比(長さ/幅)が3以上**のものをいう。

### 石綿含有建材

石綿を使用した建材等を**石綿含有建材**といい、壁、天井、柱、梁等に直接吹付けられたほか、波型石綿スレートや石綿セメント板として床材、壁材、天井材、軒天材、防火壁材等に用いられた。

4

## 解体等工事における大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 目次

1. 石綿(アスベスト)とは
2. 石綿(アスベスト)の種類
3. 大気汚染防止法(石綿)の基礎
4. 調査者資格の新設
5. 大気汚染防止法(石綿)のまとめ

5

## 石綿(アスベスト)とは



特定建築材料の区分	具体例
①吹付け石綿 (レベル1)	石綿含有吹付けロックウール 石綿含有ひる石吹付け材(パーミキュライト) 石綿含有パーライト吹付け材など
②石綿含有断熱材 (レベル2)	屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材など
③石綿含有保温材 (レベル2)	石綿含有珪藻土保温材 石綿含有パーライト保温材 石綿含有けい酸カルシウム保温材 石綿含有ひる石保温材など
④石綿含有耐火被覆材 (レベル2)	石綿含有耐火被覆板 石綿含有けい酸カルシウム板2種など
⑤石綿含有仕上塗材	石綿含有建築用仕上塗材など ※吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトは除く。
⑥石綿含有成形板等 (レベル3)	石綿含有成形板、石綿含有セメント管、押出成形品、 クロス、パッキンなど

6

浜松市

## 石綿(アスベスト)の種類

### 1. 吹付け石綿 (届出対象)

①吹付け石綿  
 ②石綿含有吹付けロックウール(湿式、乾式)  
 ③石綿含有ひる石吹付け材(パーミキュライト)  
 ④石綿含有パーライト吹付け材

吹付け石綿



石綿含有ひる石吹付け材



石綿含有パーライト吹付け材



出典: 目で見るアスベスト建材(国土交通省)

7

浜松市

## 石綿(アスベスト)の種類

### 2. 石綿含有断熱材 (届出対象)

①屋根用折板裏断熱材  
 ②煙突用断熱材

屋根用折板裏断熱材



煙突用断熱材



出典: 目で見るアスベスト建材(国土交通省)

8



## 石綿(アスベスト)の種類

### 3. 石綿含有保温材（届出対象）

- ①石綿保温材
- ②石綿含有珪藻土保温材
- ③石綿含有パーライト保温材
- ④石綿含有けい酸カルシウム保温材
- ⑤石綿含有ひる石保温材
- ⑥石綿含有水練り保温材

配管エルボ保温材



ボイラー保温材



出典：目で見えるアスベスト建材(国土交通省)

9



## 石綿(アスベスト)の種類

### 4. 石綿含有耐火被覆材（届出対象）

- ①石綿含有耐火被覆板
- ②石綿含有けい酸カルシウム板2種（ケイカル板2種）

石綿含有けい酸カルシウム板2種



石綿含有けい酸カルシウム板2種



出典：目で見えるアスベスト建材(国土交通省)

10

浜松市

## 石綿(アスベスト)の種類

### 5. 石綿含有仕上塗材

①石綿含有建築用仕上塗材

※吹付け工法の場合は、ひる石吹付け材やパライト吹付け材でないことの調査も必要です。

内壁仕上塗材(聚楽)	外壁仕上塗材	外壁仕上塗材
		

11

浜松市

## 石綿(アスベスト)の種類

### 6. 石綿含有成形板等

けい酸カルシウム板1種	石綿セメント煙筒	石綿含有窯業系サイディング	
 軒天	 煙筒	 外壁	
石綿含有石こうボード	石綿含有ビニル床タイル	石綿含有スレート波板	石綿含有壁紙
 天井ボード	 床面タイル	 屋根:大波 外壁:小波	 壁紙

出典: 目で見えるアスベスト建材(国土交通省)

12

## 石綿(アスベスト)の種類



### レベル3製品の例

- ①外壁・軒天  
スレートボード、スレート波板、窯業系サイディング、押出成形セメント板、  
けい酸カルシウム板1種
- ②屋根  
スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
- ③内壁、天井  
スレートボード、スラグせっこう板、パーライト板、パルプセメント板  
けい酸カルシウム板1種、せっこうボード、ロックウール吸音天井板、ソフト巾木
- ④床  
ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリーアクセスフロア材
- ⑤煙突  
セメント円筒
- ⑥その他  
セメント管、ジョイントシート、紡織品、パッキン、クロス(壁紙)

13

## 解体等工事における大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 目次

1. 石綿(アスベスト)とは
2. 石綿(アスベスト)の種類
3. 大気汚染防止法(石綿)の基礎
4. 調査者資格の新設
5. 大気汚染防止法(石綿)のまとめ

14

浜松市

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎

**工事着手までの流れ**

1. 解体等工事対象の建築物等の石綿事前調査の実施
- ↓
2. 事前調査記録・作業計画の作成
- ↓
3. 発注者への書面による調査結果・作業計画の説明
- ↓
4. 都道府県(政令市)等への事前調査結果の報告
- ↓
5. 作業者へ調査結果及び作業計画の説明
- ↓
6. 調査結果の掲示
- ↓
7. 現場への記録の保管

15

浜松市

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎

**工事中の流れ**

7. 現場への記録の保管

建材に石綿がない場合

建材に石綿がある(みなし)場合

↔

**特定粉じん排出等作業に該当(特定建材の除去等作業)**

レベル1、レベル2については、作業開始の14日前までに要届出。  
レベル3、仕上げ塗材については、届出不要。

8. 作業基準の遵守
- ↓
9. 作業記録の作成
- ↓
10. 有資格者による取り残しがないことの確認
- ↓
11. 発注者へ作業完了の書面報告

**工事完了後の流れ**

12. 記録等の会社・事務所保管

16



## 大気汚染防止法(石綿)の基礎

### 1. 解体等工事対象の建築物等の石綿事前調査の実施

**Q.調査は、誰がするのか？**

A.調査の義務は、**元請業者**が負います。

元請業者の責任のもと調査者等へ依頼することは可能です。

**注意！**  
元請業者は、発注者の調査結果のみで調査を完了せず、調査報告書をもとに**必ず現地確認**を行い、調査漏れがないこと及び事前に調査できていない箇所を確認してください。  
また、**調査終了日は、現地確認日以降**となることに注意してください。

**注意！**  
調査者へ調査を委託する場合や発注者の調査結果を活用する場合、調査報告書のみでは、発注者または元請者に関する情報や工事に関する情報等の必要事項が記載されていない可能性があります。  
その場合、不足事項を追加した書類を調査報告書に添えて、調査記録としてください。

**Q.調査者に資格は必要か？**

A.**令和5年10月1日以降に着手する建築物の工事**から調査者に資格が必要です。  
詳しくは、スライドp35,36をご確認ください。

**Q.調査の対象は？**

A.解体・改造・改修・補修等作業を伴う建築物・工作物の**すべての材料**です。

17



## 大気汚染防止法(石綿)の基礎

### 1. 解体等工事対象の建築物等の石綿事前調査の実施

**Q.調査の方法は？**

A.書面調査、目視調査、分析調査があります。

**書面調査**は、設計図書、維持管理記録、登記事項証明書、発注者から提供された石綿調査報告書などから建築時期や改築の有無、使用材料などを書類から確認する**必須の調査**です。  
建築物等の設置の年月日から石綿の使用が無いことが明らかな場合は、その確認により調査を終了することができます。(建築物にあつては平成18年(2006年)9月1日以降に着手したもの)

**目視調査**は、書面調査の結果をもとに現地確認を行います。書面調査に間違いがないかを確認する**必須の調査**です。現地調査記録として写真を撮ってください。また、建築材料自体に刻印(製造メーカー名、品名、品番、製造番号等)がないかを確認することも有効です。

**分析調査**は、書面調査及び目視調査の結果から石綿含有の有無がわからない場合に行います。なお、分析調査は、**任意の調査**です。石綿含有の有無がわからない場合は、石綿が**“含有されているものとみなし”**て調査を完了することも可能です。

**注意！**  
石綿含有『無』と判断するには、明確な根拠(メーカーによる証明や分析結果等)が必要です。  
**根拠が不明な場合は、石綿含有『有(みなし)』**としてください。

18

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 2. 事前調査記録・作業計画の作成

#### Q.調査記録とは？

A.石綿事前調査の結果をまとめた記録です。電子記録でも可。

#### 【記載項目】

- ①元請者情報、②発注者情報、③工事名称及び場所、④工事の概要、⑤建築物の情報、⑥調査完了日、⑦調査者、⑧調査者の資格の種類、⑨調査結果、⑩分析調査を行った者、分析講習実施機関、調査方法、調査箇所、⑪調査結果の詳細、⑫その他添付資料(調査者の資格を証明する書類、現地確認記録(写真)、図面、メーカーによる無石綿証明書、分析結果の報告書等)。

#### Q.作業計画とは？

A.石綿事前調査の結果、石綿含有建材(みなしを含む)が見つかった場合に作成します。

#### 【記載項目】

- ①特定工事の発注者の情報、②特定工事の場所、③特定粉じん排出等作業の種類、実施期間、方法、④特定建材の種類、使用箇所、面積、⑤建築物の概要、⑥工事の概要、⑦元請け業者・自主施工者・下請け業者の氏名及び連絡場所等

19

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 3. 発注者(施主)への書面による調査結果の説明

#### Q.説明する内容は？

A.説明書面に記載する事項は次のとおりです。

#### 【すべての解体等工事】

- ①事前調査結果、②調査の終了日、③調査の方法、④調査者に関する事項

#### 【調査の結果、石綿含有建材が『有』または『みなし』の場合】

- ⑤特定建材の種類、⑥特定粉じん排出等作業の種類、作業実施期間、作業方法  
工程及び工程の概要、⑦建築物等の概要、⑧現場責任者の氏名、連絡場所  
⑨下請負人の現場責任者の氏名、連絡場所

#### Q.説明は、誰がするのか？

A.元請業者が説明の義務を負います。

説明書面は、元請業者から発注者宛になります。

#### 注意！

トラブルを避けるため、説明をした方、受けた方のサインがあることが推奨されます。  
また、調査者等に説明を依頼する際は、できるだけ元請業者の担当者も同席してください。

20



## 大気汚染防止法(石綿)の基礎

### 4. 都道府県(政令市)等への事前調査結果の報告

**Q.報告は、誰がするのか？**

A. **元請業者**が報告の義務を負います。

**注意！**  
元請業者は、施主(物件の所有者等)と直接契約を交わしている者です。  
代理申請を依頼する場合は、行政書士へ相談してください。

**Q.石綿の使用がない場合も報告が必要か？**

A. 石綿の使用がない場合も **報告が必要**です。  
石綿含有建材が無いことまたは、石綿が含有されていないことを報告してください。

**Q.いつまでに報告するのか？**

A. **工事着手までに**報告する必要があります。

**注意！**  
未報告または虚偽の報告は、**罰則**が規定されています。

21



## 大気汚染防止法(石綿)の基礎

### 4. 都道府県(政令市)等への事前調査結果の報告

**Q.報告先は？**

A. **工事住所を所管する都道府県または政令市等及び労働基準監督署**です。

浜松市内の工事  
大気汚染防止法 ⇒ 浜松市  
労働安全衛生法 ⇒ 浜松労働基準監督署

**Q.報告の方法は？**

A. 原則、**電子申請**です。  
**石綿事前調査報告システム**を利用してください。  
災害等によりやむを得ない場合は、書面による提出も可能です。

**注意！**  
電子申請の場合は、大気汚染防止法及び労働安全衛生法の報告が一度に済みます。  
書面の場合は、都道府県(政令市)に加え、労働基準監督署へもそれぞれ書面による報告が必要です。

22

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 4. 都道府県(政令市)等への事前調査結果の報告

#### Q.石綿事前調査報告システムとは？

石綿事前調査結果報告システムは、国が管理する全国共通のシステムです。全国の工事の石綿調査結果報告に利用できます。

利用方法は、インターネットから『石綿事前調査結果報告システム』と検索し、『石綿事前調査結果報告システム/ログイン』のページからログインしてください。

システムの利用には、**GビズID**を取得する必要があります。IDを持っていない場合は、システムログイン画面から『GビズIDを作成』をクリックし、IDを取得してください。

#### 【GビズIDの種類】

GビズIDには、『プライム』と『エントリー』があります。

#### 【プライム】

大規模事業者向けです。プライムIDは、全国の支社、支店にメンバーIDを発行できます。また、複数の工事を一括申請できます。ただし、ID取得には、書類審査があり、審査に時間(数か月)がかかります。

#### 【エントリー】

担当者等が個人単位で取得することが可能です。登録手続きは、20～30分程度で完了します。登録後は、すぐにIDの使用が可能です。

23

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 4. 都道府県(政令市)等への事前調査結果の報告

#### Q.報告要件は？

A.報告要件、次のとおりです。

建築物の解体工事の場合は、  
建設リサイクル法の届出と同じ要件

建築物の解体工事	延べ床面積 <b>80m<sup>2</sup>以上</b> (建築年月日に関わらず)
建築物の改修補修等工事	請負金額の合計 <b>100万円(税込み)以上</b>
工作物の解体改修補修等工事	請負金額の合計 <b>100万円(税込み)以上</b> かつ <b>特定の工作物</b>

#### 【特定の工作物の種類】

- ・反応炉、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突、・配管設備、・焼却設備、貯蔵設備
- ・発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブル含む) ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル、
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁、天井板

※建築物に設ける煙突の排煙設備等や配管設備(給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙設備等)の建築設備は、**建築物として報告**する。

#### 注意！

報告要件に該当しない場合も石綿の事前調査は必要です。

24

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 4. 都道府県(政令市)等への事前調査結果の報告

#### Q.報告時の注意点

A.報告時は以下の点に**注意**してください。

- ①工事現場等の住所は、**番地まで**入力してください。  
現場住所を特定できない場合、未報告となる可能性があります。
- ②申請先は、工事現場住所を所管する行政機関です。  
**浜松市内の工事は、浜松市及び浜松労働基準監督署**です。浜松市は、浜松市へ申請された情報しか確認できません。**浜松市以外へ報告した場合や労働基準監督署のみへ報告した場合は未報告の扱い**となります。
- ③調査結果は、存在しない建材の調査結果項目は**チェック不要**です。  
また、建材があり石綿の使用がない場合は**『無』にチェック**し、判断根拠等を選択してください。
- ④調査結果の**『みなし』は、石綿有り**とみなしたことを意味します。  
**届出対象の建材を『みなし』とした場合は、届出が必要**です。
- ⑤届出対象の建材は、次のとおりです。  
吹付け石綿、保温材、煙突断熱材、屋根用折板断熱材、耐火被覆材  
(ケイ酸カルシウム板2種含む)

25

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 5. 作業者への調査結果及び作業計画の説明

#### Q.説明する内容は？

A.説明する内容は、次のとおりです。

- ・石綿除去等**作業の方法**
- ・石綿除去等作業の工程を明示した解体等工事の**工程の概要**
- ・石綿除去等**作業の種類**
- ・石綿除去等**作業の実施期間**
- ・石綿除去等作業の対象となる建築物等の部分における**石綿含有建材の種類並びにその使用箇所及び使用面積**

#### 注意！

説明の際は、作業計画等を示して作業の内容や注意点を確認してください。  
また、事前に調査ができなかった箇所(壁や天井の取り外し後に調査を行う箇所)についても説明をしてください。  
追加の調査完了後、作業計画に変更が生じた場合は速やかに説明してください。

26

浜松市

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎

### 6. 調査結果の掲示

**Q. 掲示の内容は？**

A. 掲示事項は次のとおりです。

**【すべての解体等工事(石綿の使用の有無に関わらず)】**

①調査者に関する情報、②調査終了日、③調査の方法、④調査者の結果

**【調査の結果、石綿含有建材が『有』または『みなし』の場合の追加事項】**

④調査の結果(石綿の種類を追加)  
 ⑤発注者情報、⑥元請情報、⑦届出対象の場合は、届出日及び届出先  
 ⑧特定粉じん排出等作業の実施期間及び作業の方法  
 ⑨元請業者の現場責任者の氏名、連絡場所

**Q. 石綿の使用がない場合も掲示は必要か？**

A. 石綿の使用がない場合も**必要**です。

石綿の使用がない場合は、上記の①～④の項目を掲示してください。

27

浜松市

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎

### 6. 調査結果の掲示

**Q. 掲示のサイズは？**

A. **A3サイズ**以上です。

**Q. 掲示場所はどこか？**

A. **公衆から見やすい場所**に設置してください。

**Q. 掲示場の期間は？**

A. 解体等工事期間中です。

**工事着手日から工事完了日まで**掲示してください。

**注意！**  
 掲示板様式は、浜松市HPや石綿事前調査結果報告システムに掲載されています。  
 石綿の使用『有(みなし含む)』と『無』の場合では、様式が異なります。



28

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 7. 現場への記録の保管

Q.現場保管する書類の種類は？

A.①調査記録、②作業計画、③作業記録です。

Q.現場保管の期間は？

A.工事期間中です。

**工事着手日から工事完了日まで**です。

Q.現場保管の方法は？

A.現場においていつでも確認できる状態であれば、**電子・書面を問いません。**

**注意！**

作業計画については、現場の状況に応じて更新する必要があります。作業者が常に最新の計画を確認できるようにしてください。

29

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 8. 作業基準の遵守

Q.作業基準とは？

作業基準は、

**すべての特定建築材料の除去等作業**において遵守しなければならない『**作業基準**』と**作業の種類ごとに定められた『個別基準**』があります。

**【作業基準】**

**すべての特定建築材料の除去等作業**において遵守しなければならない基準

1. 作業計画の作成 ⇒(スライドp.19参照)
2. 掲示板の設置 ⇒(スライドp.26参照)
3. 作業記録の作成、保管
4. 元請業者による作業記録の確認
5. 有資格者による特定粉じん排出等作業完了後の確認

30

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 8. 作業基準(個別基準) 石綿含有『有』または『みなし』の場合に遵守しなければならない基準 ※表は、代表例です。作業方法により適切な措置をとってください。

特定建築材料 (作業の方法)	作業前	作業中	作業後
①吹付け石綿 ②石綿含有断熱材 ③石綿含有保温材 ④石綿含有耐火被覆材 (かき落とし、切断等による除去)	負圧隔離養生 HEPAフィルタ付集じん機 前室の設置	湿潤化 粉じん測定	薬剤散布 作業場内大気測定 作業場内清掃 特定粉じんの処理
①～④ (かき落とし、切断等を伴わない場合)	隔離養生(負圧不要)	湿潤化	薬剤散布 作業場内清掃 特定粉じんの処理
①～④ (囲い込み又は封じ込めの場合)	負圧隔離養生 HEPAフィルタ付集じん機 前室の設置	湿潤化 粉じん測定	薬剤散布 作業場内大気測定 作業場内清掃 特定粉じんの処理
⑤石綿含有仕上塗材 (手工具のみによる除去)	床面養生	湿潤化	作業場内清掃 特定粉じんの処理
⑤石綿含有仕上塗材 (電動工具を使用)	隔離養生(負圧不要)	湿潤化	作業場内清掃 特定粉じんの処理
⑥石綿含有成型板等 (破碎、切断を伴う場合)	床面養生	湿潤化	作業場内清掃 特定粉じんの処理
けい酸カルシウム板第1種 (破碎、切断を伴う場合)	隔離養生(負圧不要)	湿潤化	作業場内清掃 特定粉じんの処理

31

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 9. 作業記録の作成

#### Q.作業記録とは？

A.作業実施の状況がわかるように記録してください。

#### 【記録事項】

作業状況の写真、粉じん飛散の抑制に使用した機材等の点検記録(集塵機、保護具等)、漏洩がないことの確認記録(負圧確認、養生の点検等)、測定記録(粉じん測定)等

### 10. 有資格者による取り残しがないことの確認

#### Q.確認は、誰がするのか？

A.確認者には資格が必要です。

調査者または石綿作業主任者のいづれかの資格を保有し、調査結果及び作業計画を把握している方が行ってください。

#### Q.確認方法は？

A.目視確認です。

確認した結果は、確認日、確認者等を記載し、確認者の資格を証明する書類の写しを添付して保管してください。

32

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 11. 発注者へ作業完了の書面報告

#### Q.報告する内容は？

A.報告する内容は、次のとおりです。

#### 【記載事項】

- ①作業の対象建築物等の名称、所在地
- ②除去等作業を行った者、
- ③作業の概要
- ④取り残しがないことの確認日、確認者、確認者の資格の種類
- ⑤特定粉じん排出等作業の完了日、
- ⑥申し送り事項(異常時の対応、計画と異なる措置内容)

33

## 大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 12. 記録等の会社・事務所保管

#### Q.保管する記録は？

A.保管する記録の種類は、次のとおりです。

1. 石綿事前調査の記録
2. 発注者への調査結果説明書面の写し
3. 作業計画
4. 作業記録
5. 取り残しがないことの確認記録
6. 発注者への作業完了報告書面の写し

#### Q.保管期間は？

A.保管期間は、**工事完了日から3年**です。

34

## 解体等工事における大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 目次

1. 石綿(アスベスト)とは
2. 石綿(アスベスト)の種類
3. 大気汚染防止法(石綿)の基礎
4. 調査者資格の新設
5. 大気汚染防止法(石綿)のまとめ

35

## 調査者資格の新設



石綿調査に調査者資格が義務化されます。

### Q.いつから？

A. **令和5年10月1日以降に着手する建築物の工事から**です。

#### 注意！

資格のない方(取得前も含む)が調査した建築物であって、令和5年10月1日以降に工事着手する場合は、有資格者が再度調査しなければなりません。調査を実施する方は、早めに資格を取得してください。

### Q.どんな資格？

A. 資格は4種類あります。

- ① **特定建築物石綿含有建材調査者**
- ② **一般建築物石綿含有建材調査者**
- ③ **一戸建て等石綿含有建材調査者** (『一戸建て住宅』または『共同住宅の個室部分』に限る)
- ④ 令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査者診断協会に登録されている者

36

## 調査者資格の新設



石綿調査に調査者資格が義務化されます。

### Q.資格を取るには？

A.厚生労働省の登録講習機関が行う講習を受講し、試験に合格する必要があります。

【静岡県内で受講可能な主な登録講習機関】令和5年2月現在

- ・建設業労働災害防止協会 静岡県支部
- ・一般社団法人企業環境リスク解決機構
- ・住建センター株式会社

※最新の情報は、静岡労働局HPをご覧ください。

### 注意！

静岡県外で講習を受講することも可能です。県外の講習機関については、厚生労働省HPや各都道府県の労働局HPなどをご確認ください。

### Q.講習の受講に資格は必要か？

A.建築に関する一定以上の実務経験などが必要です。

- ・大卒(建築)+実務2年、・高卒(建築)+実務7年、・学歴不問+実務11年
- ・石綿作業主任者+実務年数不問 など

※詳しくは、受講する講習機関HPをご覧ください。

37

## 解体等工事における大気汚染防止法(石綿)の基礎



### 目次

1. 石綿(アスベスト)とは
2. 石綿(アスベスト)の種類
3. 大気汚染防止法(石綿)の基礎
4. 調査者資格の新設
5. 大気汚染防止法(石綿)のまとめ

38

# 大気汚染防止法(石綿)のまとめ



## 【発注者、自主施工者の責務】

- 事前調査への協力（時間、費用の制約をかけないこと）  
（必要な資料、情報等を提供すること）
- 特定粉じん排出等作業実施届の提出 → **計画変更命令**  
（未届作業）→ **直接罰**

## 【元請者、自主施工者の責務】

- 石綿事前調査の実施、記録の作成、作業計画の作成
- 発注者への調査結果及び作業計画の説明(書面) ※自主施工者は不要
- 自治体等への事前調査結果の報告(電子申請) → **直接罰**
- 下請けへの事前調査結果、作業計画の説明及び指導
- 掲示板の設置(A3サイズ以上、公衆から見やすい場所)
- 作業基準の遵守 → **作業基準適合命令**
  - ・作業記録の作成、下請けが作成した記録の確認
  - ・作業完了後の取り残しがないことの確認(有資格者)
  - ・発注者への作業完了の報告 ※自主施工者は不要
  - ・記録の保管

## 【下請けの責務】

- 作業基準の遵守 → **作業基準適合命令**
- 作業記録の作成 → **作業基準適合命令**

# 大気汚染防止法(石綿)のまとめ



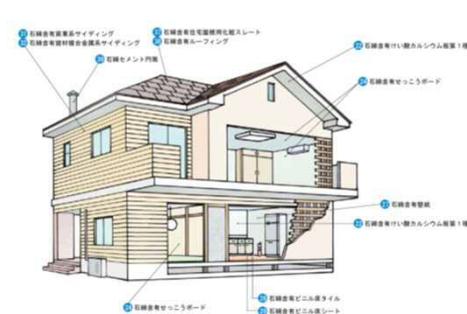
## 【参考資料】

- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省・環境省）
- 目で見えるアスベスト建材（国土交通省）

<配・水道>



<片建て住宅>





 **SDGs 未来都市・浜松** × **環境**  
市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」

<b>3</b> すべての人に 健康と福祉を	<b>9</b> 産業と国家戦略の 強靭をつつくり	<b>11</b> 住み続けられる まちづくりを
------------------------------	---------------------------------	--------------------------------

**ご清聴ありがとうございました。**

41